

H30.11.16 WGヒアリング③資料

職業能力開発短期大学校の 正規訓練課程への外国人材の受入れ

～ 外国人実践技術者の中小製造業での活躍促進 ～



神奈川県

神奈川県の提案

国家戦略特区を活用し、職業能力開発促進法の規制緩和を実現したい

県立産業技術短期大学校の**正規訓練課程への外国人材の受入れ**



新たな労働の担い手として外国人材の育成

県立産業技術短期大学校で、外国人材を、**実践技術者へ育成**

⇒県内製造業で**「ものづくりの担い手」**として活躍

⇒将来的に**「海外と日本とをつなぐ人材」**として活躍



卒業した外国人材が安心して働ける環境の確保

「選ばれる国」 「選ばれる神奈川」 に

「職業能力開発促進法」 厚生労働省の解釈

職業能力開発短期大学校の正規訓練課程は、日本人のみ対象

⇒ **外国人材は、正規訓練課程に入学不可**
(「準ずる訓練」のみ受講可能)

【根拠法令】 職業能力開発促進法

(職業訓練等に準ずる訓練の実施)

第92条 公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校及び職業訓練法人は、その業務の遂行に支障のない範囲内で、その行う職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練を次に掲げる者に対し行うことができる。

- 一 労働者を雇用しないで事業を行うことを常態とする者
- 二 家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)第二条第二項に規定する家内労働者
- 三 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の四の表の留学又は研修の在留資格をもつて在留する者
- 四 前三号に掲げる者以外の者で厚生労働省令で定めるもの

【※なお、法令に「正規訓練課程は、日本人のみ対象」と規定している箇所はない】

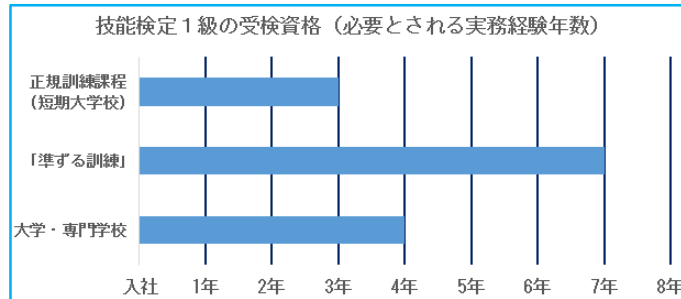
外国人材が正規訓練課程を受けられないことによる懸念

修了時の技能照査の受検資格がなく「技能士補」になれない

- 技能士補は、**ものづくりの高度な知識・技術・技能を身につけている客観的な証明**となる
- 技能士補は、**技能検定 1 級、2 級の学科試験が免除**されるため、合格までの教育時間や経費が削減できることから、採用時に重要視されている

技能検定の受検資格である経験年数が緩和されない

- 中小企業は、自社の技能検定合格者を社内に掲示する等により、技術力を P R している
- 技能検定の合格は、**社内におけるキャリアパスとして、昇給、昇格の基準にされている**
- 合格までの期間をコストとしてとらえる企業も多い
- **技能検定 1 級の受検資格**となる実務経験は**正規訓練課程は 3 年**だが、**準ずる訓練は 7 年**である



正規訓練課程の卒業資格は得られない

- **離転職する際、正規訓練課程と同等の知識・技術・技能を身につけていることの説明が困難**
- 卒業資格が得られないため、留学生から、進路として理解を得ることができない

給与等で不利な扱いを受けるおそれがある

「準ずる訓練」が実施できない理由

平成30年9月18日付け 厚生労働省参事官(人材開発政策担当) 事務連絡
「職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練の取扱いについて」

- 「準ずる訓練」の訓練内容と修了基準は正規訓練課程に準拠する
- 正規訓練課程に準拠した「準ずる訓練」では、修了証書が交付できる
- 修了証書により、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の学歴基準を満たす



事務連絡を受けても残る「準ずる訓練」の問題点

- 施設・設備・訓練機器のキャパシティ及び職業訓練指導員の配置等は、厚生労働省の定める基準に沿って整備されており、**正規訓練課程と別枠で「準ずる訓練」は実施できない**
- 「準ずる訓練」を、正規訓練課程と合同で実施した場合、同じ訓練を受けたにも関わらず技能照査を受けられない、正規訓練課程は卒業できない等、様々な支障があり、**差別的な取り扱いであると国際的に批判されるおそれがある**ため、本県として実施できない
- 厚生労働省から、「準ずる訓練」は業務の遂行に支障のない範囲内で行うため「まず日本人を募集し、欠員が生じた場合に、その欠員の範囲内で、外国人材を受け入れる」との考え方が示されているが、**日本人の募集が終わるまで募集の有無すら不確定な状況では、外国人材から留学先として認知されない**

雇用保険支払事業者へのヒアリング結果

- 正規訓練課程の卒業と技能照査の合格は、**工学の知識と基盤となる技術・技能を持ち合わせている**ことの証明となる。将来、海外の自社工場でのリーダー役として期待できる（※大企業A）
- **大学卒が持つ工学的な知識に加え、技能検定にひもづく技能照査で評価される技術・技能を持つ**ことから、企業にとって大いに採用メリットがある（※大企業B）
- グローバル展開のなかで、**日本の知識・技術・技能の尺度で能力が認められている外国人材**として貴重な戦力となる（※大企業C）
- **親会社の海外展開により、当社も海外での調整が必要**となっている。語学ができる専門技術人材を求めている（※中小企業a）
- **技能実習生を束ねるマネージャーとしての役割を期待**している（※中小企業b）
- 産業技術短期大学校で実践技術者として育成することで、**卒業後、長く日本で就労することが可能**となる。雇用した企業は、将来的に、雇用保険を支払うため、使途として問題は感じない（※中小企業c）

正規訓練課程の履修を希望する外国人材の規模感

県内日本語教育機関へのヒアリング結果

- 修了後は専門学校への進学を選択する学生が多く、その理由は、日本での就職のためとのことである
 - 県立産業技術短期大学校は、就職につながる学校であるため、**学生の潜在的なニーズは高い**旨のご意見をいただいた
- ※ 実際に、毎年、日本語教育機関の進路担当者等から、入校相談があるが、県立産業技術短期大学校は、お断りしている状況である

想定される外国人材の規模感

- 平成29年度の県内日本語教育機関（14校）の修了生の進路状況によると、進学者1,079名の7割強にあたる771名が、専門学校に進学している
- 「日本での就職」という進学目的の専門学校に771名の進学実績と、日本語教育機関からの前向きな評価を踏まえると、産業技術短期大学校への進学ニーズは十分見込まれる（募集定員10名は、専門学校進学者数771名の1.3%）